

○農林水産省
環境省令第五号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、農薬取締法の規定に基づき立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

環境大臣 石原 宏高

農薬取締法の規定に基づき立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令

農薬取締法の規定に基づき立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附 則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。